



第2回総代会開催

日頃、土地区画整理事業について、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年6月20日（月）に第2回総代会をふれあい交流センター浜北にて開催し、下記の議案について総代の皆様に審議していただいた結果、原案のとおり賛成多数で可決されました。

議決事項

第1号議案	令和3年度事業報告及び歳入歳出決算について
第2号議案	浜松市浜北中央北土地区画整理組合保留地処分規程について
第3号議案	浜松市浜北中央北土地区画整理組合補償細則について
第4号議案	浜松市浜北中央北土地区画整理組合工事請負規程について
第5号議案	評価員の選任について

【令和3年度歳入歳出決算書】

＜歳入の部＞

△印は減額を示す。（単位：円）

科目	予算額	収入済額	増減額	付記
1 保留地処分 ^{※1} 金	16,000,000	16,000,000	0	イオンタウン(株)・(株)一条工務店
2 雑収入	10,000	6	△9,994	預金利息
歳入合計	16,010,000	16,000,006	△9,994	

＜歳出の部＞

△印は減額を示す。（単位：円）

科目	予算額	支出済額	不用額	付記
1 組合事業費	9,050,000	8,689,355	360,645	
1 調査設計費	5,500,000	5,500,000	0	業務代行費用等
2 事務費	3,550,000	3,189,355	360,645	報酬・事務費等
2 予備費	6,960,000	0	6,960,000	
歳出合計	16,010,000	8,689,355	7,320,645	

※歳入合計 16,000,006(円)－歳出合計 8,689,355(円)＝差引残高 7,310,651(円)は、令和4年度へ繰越となります。

＜ 地権者へのお願い ＞

※地権者の都合により、工事施工完了前に建築行為をしなければならない場合は、組合までご相談下さい。（詳細は、裏面の〈76条申請について〉をご確認ください。）

※令和5年度の工事施工予定箇所における畑調査は現在調査中です。

※地区外の公共工事にて発生した残土の有効利用を考えています。地区内には残土の仮置き場を設定し、適切に処理いたしますのでご承知おきください。

※8月上旬に地区界立会を実施いたしました。地区界に隣接する地権者の方々にはご協力いただきありがとうございます。

※登記簿の内容や住所に変更がありましたら、〈問合せ先〉までお知らせ下さい。

※裏面もご覧ください。

＜ 76条申請について ＞

Q.76条申請とはどのようなものですか？

A. 区画整理事業を開始した日（＝組合設立日 2021年11月17日）から換地処分^{※2}の公告がある日までの間は、道路や公園などの公共施設の整備や区画変更の工事を行っており、その妨げとなる建築等が制限されるという土地区画整理法第76条の規定です。区画整理事業開始後の建築行為は、浜松市長の許可が必要となります。組合施行の区画整理事業は、組合が提出窓口となり、組合の意見書を添えて浜松市に提出します。

※76条申請の取扱いについては、『一般財団法人 浜松まちづくり公社』のHPをご覧ください。

Q.建築行為、許可が必要なのは、どのような行為ですか？

A. 以下の①～③に該当するものです。

- ① 土地の区画形質の変更（切土、盛土、舗装等）
- ② 建築物・工作物の新築、増築改築など（建築基準法にいう「工作物」だけではなく、地上または地中に設置もしくは布設する全てのもの（車庫、土留、フェンス、給排水管、集水桝、浄化槽等）
- ③ 移動の容易でない物（5 t以上）の設置若しくはたい積

Q.76条申請をする場合はどうしたら良いですか？

A. まずは＜問合せ先＞までご相談ください。

＜ 令和5年度工事施工範囲内の農地について ＞

令和5年度工事施工範囲内の農地について、令和5年夏ごろ以降（仮換地指定^{※3}後）は組合で管理することとなりますので、ご承知おきください。

前回の組合日よりでもご案内したとおり、農作物等の栽培は令和5年夏ごろに終了していただきますよう、改めてお願いいたします。なお、夏ごろ以降に収穫等希望がある場合は個別対応いたしますので、＜問合せ先＞までご連絡をお願いいたします。

～ 用語説明 ～

(※1) 保留地処分	土地区画整理事業において費用を捻出する等の目的のために、施行区域内の一部の宅地を事業施行者が取得し、販売することができる土地（＝保留地）を売却処分すること。
(※2) 換地処分	土地所有者に換地を割り当てること。土地区画整理事業を終了させるための法的手続。 ※換地…土地所有者に新しく割り当てられる土地
(※3) 仮換地指定	道路等の公共施設の工事を行い、土地の区画を変更するため、従前の宅地（現在の土地）に代えて、将来新たに使用することのできる土地を指定すること。

＜ 問合せ先 ＞

組合事務所を開設しました。今後とも、どうぞよろしく願いいたします。

〒434-0038 浜松市浜北区貴布祢265-8 イトリエ（208号室）
浜松市浜北中央北土地区画整理組合 TEL. 070（4480）5703

〒435-0013 浜松市東区天龍川町303-6
株式会社フジヤマ（業務代行者代表） TEL. 053（462）8804

〒430-0929 浜松市中区中央一丁目2番1号 イーステージ浜松 オフィス棟7階
一般財団法人 浜松まちづくり公社 TEL. 053（457）2612